

(別添)

※ 児童扶養手当は、あなたが現在いわゆる事実婚状態にある場合は支給されません。以下の項目は、この点を確認するために申告していただくものです。

項目	内 容	
児童の父の状況	氏名 住所	
申請者に対する児童の父からの定期的な生計の補助	1 あり (月 万円程度)	2 なし
申請者と児童の父との交流の状況	1 定期的な訪問がある (月 回)	2 なし
その他参考事項		
※事実婚の解消を支給事由として申請される方は以下の欄も記入して下さい。		
同居の有無	1 あり (同居の期間 年 月から 年 月まで) 同居時の住所	
上記のとおり、相違ありません。		
平成 年 月 日		氏名 印
受付年月日	平成 年 月 日	市町村担当者 氏名 印

(注) 申請者は記名押印に代えて署名することができます。

○児童扶養手当の事務運営上の留意事項について

児童扶養手当の事務運営に当たっては、下記事項に留意するとともに管下市町村に対し、この趣旨を周知徹底願いたい。

昭和五十五年十二月十六日 児企第四六号  
各都道府県民生主官(局長) 長官 厚生省児童家庭局長 長通知

記

1 児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人の秘密に属する事項に係わるため、受給資格の認定に当たっては、プライバシーの問題に抵触するを得ないところであるが、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう事務運営に当たって配慮するとともに、職務上知りえた個人の秘密を漏らすことは、地方公務員法によつても禁止されているところなので、かかることのないよう十分留意されたい。

特に、遺棄調査(昭和五十五年六月二十日児企第二十五号本職通知)、未婚の母子の調査及び事実婚の解消に関する調査(昭和五十五年十月十八日児企第三十九号本職通知)の取扱については、プライバシーの保護に配慮するとともに、父の暴力を逃れて家出した母子が、居所を知られたため父に暴力を受けるという事例もあるので、たとえ児童の父と言えども不用意に母子の居所等を漏らすことのないよう留意されたい。

2 児童扶養手当法上事実婚の解釈については、昭和五十五年六月二

十三日 児企第二十六号本職通知をもつて示したところであるが、本手当の趣旨に鑑み、同通知の記の1の(1)及び別添の第1の問九の答(新通知)中「ひんばんに定期的な訪問がある場合」を「ひんばんに定期的な訪問があり、かつ、定期的な生計費の補助を受けている場合」に改めることとしたので御了知願いたい。なお、「ひんばんに定期的な訪問」の解釈については、事実関係を総合的に勘案のうえ、社会通念に照らし判断されたい。